

東京社会保険協会

社会保険新報

7

JULY

平成 26 年 / No.765

目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・ 傷病手当金の申請をしましょう / 2・3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・ 「ねんきんネット」の新機能について / 4
 - ・ 算定基礎届の提出はお済みですか? / 5
 - ・ 賞与を支給したときは
賞与支払届の提出をお願いします / 5
 - ・ 国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・ 女性専用フロアを
グレードアップしてオープン! / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・ 出産・育児・療養費など
健康保険の給付に関する講習会
開催のお知らせ / 7
- すいそう
 - ・ 東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

病気やけがのために会社を休んだときは 傷病手当金の申請をしましょう

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給されます。

支給要件

- ① 業務外の病気やけがで療養していることから、仕事に就くことができずに休んでいること
- ② 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ③ 休業した期間について給与の支払いがないこと

支給金額

1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。
休業した期間に対して、通勤手当等の一部給与の支払いがあった場合は、傷病手当金との差額が支給されます。

申請手続き

「健康保険傷病手当金支給申請書」に、事業主の証明と医師の意見書を受けて、協会けんぽ東京支部へ提出してください。

〈添付書類〉

- ・ 初回申請時には、申請期間およびその期間前1か月分の「賃金台帳」および「出勤簿」のコピー
- ・ 障害厚生年金・障害手当金を受給している場合は、「年金証書」、「年金額改定通知書」等のコピー
- ・ 資格喪失後の継続給付を申請する方で老齢年金を受給している場合は、「年金証書」、「年金額改定通知書」等のコピー
- ・ 負傷した原因が第三者によるもの場合は、「第三者行為による傷病届」

事業所担当者の方へのお願い

「健康保険傷病手当金支給申請書」の事業主証明欄の記入を求められた場合は、すみやかに証明をお願いします。また、給与を支給した賃金内訳欄には、日給/時間給/欠勤控除等の計算方法をできるだけ詳しく記入してください。ご協力をお願いします。

ポイント

退職等で健康保険の加入資格を喪失した後でも、給付を受けられる場合があります。(3ページのQ9を参照)

よくある質問

Q1 標準報酬月額が28万円で、傷病手当金を平成26年5月1日～5月31日の31日間申請した場合、支給額はいくらですか？(給与の支払いがまったくなかった場合)

A1 【計算方法】標準報酬月額28万円の方の標準報酬日額の3分の2は、6,220円(=1日当たりの給付額)となります。
 $6,220円 \times (31日 - 3日(待期期間)) = 174,160円$ が支給されます。

Q2 傷病手当金はいつまで支給されるのですか？

A2 同一の傷病(関連傷病を含みます。)について、支給を開始した日から最長1年6か月間です。この1年6か月間は暦のうえで計算した期間であって、実際に受給できる期間ではありません。例えば、途中で復職し受給していない期間があっても、支給開始日から1年6か月後に受給期間が満了します。

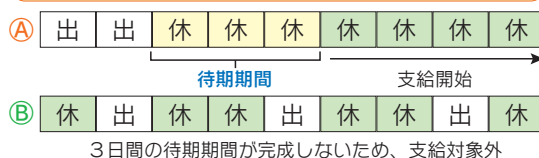
Q3 申請期限はありますか？

A3 療養のため労務不能となった日ごとにその翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。早めの申請をお願いします。

Q4 支給要件の②「連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと」とは、具体的にどういう意味ですか？

A4 傷病手当金は、療養のため労務不能となった日から最初の連続する3日間は支給されず、4日目以降から支給されます。この連続する3日間を待期期間といいます。右図の下段Bのように連続する3日間がなく、待期期間が完成しない場合は、傷病手当金は支給されません。なお、申請する際は、待期期間を含めて申請してください。

待期期間について



●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

Q5 待期期間は、公休日や有給休暇を取得した日でもよいのですか？

A5 療養のため労務不能と認められる期間内であれば、**公休日や有給休暇を取得した日でも待期期間に算入**することができます。例えば、休み始めた当初3日間を有給休暇とし、4日目以降を欠勤扱いにすることも差し支えありません。

Q6 病気療養のため、会社を長期間休むことになりました。どのようなサイクルで傷病手当金を申請するのがよいですか？

A6 傷病手当金の申請は、**給与の支払いの有無について事業主の証明が必要**になります。1か月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めします。

Q7 傷病手当金は、申請すれば必ず支給されるのですか？

A7 申請されることに内容を審査したうえで支給決定を行います。申請書の内容から、**療養のため労務不能と認めることができない場合や、支給開始日から1年6か月間を超えた申請等**、要件に該当せず、**支給されない**場合もあります。

Q8 傷病手当金の申請をしました。その後、結果についてのお知らせが届きますか？

A8 協会けんぽ東京支部で内容を審査した結果、支給できる場合は、「**支給決定通知書**」をご自宅にお送りします。なお、何らかの理由で支給できない場合は、理由を記した「**不支給決定通知書**」をお送りします。

資格喪失後の継続給付

Q9 傷病手当金を受給していましたが、会社を退職することになりました。引き続き療養のため労務に就くことができせん。退職後の期間についても、傷病手当金を申請できますか？

A9 次の2点を満たして、退職後も引き続き労務不能である場合は、傷病手当金を申請することができます。

- ・退職日までに継続して1年以上の加入期間（任意継続被保険者の期間を除きます。）があること。
- ・退職日に傷病手当金を受給しているか、受給できる要件を満たしていること。また、退職日に出勤していないこと。（退職日まで有給休暇を取得した場合でも、退職日を含む期間の申請が必要です。）

Q10 退職後も健康保険を任意継続すれば、引き続き傷病手当金の申請ができるのですか？

A10 健康保険の任意継続には、**傷病手当金の制度はありません**。退職後は、国民健康保険等、どの健康保険制度に加入しても、上記 **A9** の要件を満たしていれば、引き続き申請することができます。

他の給付を受けていると、傷病手当金の支給額が調整されます

1 同一の傷病（関連傷病を含みます。）による障害厚生年金や障害手当金が支給される時

傷病手当金は**支給されません**。ただし、障害厚生年金等の日額が傷病手当金の給付日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、その支給を受けた日以降の傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまで、傷病手当金は**支給されません**。

2 老齢年金等が支給される時

退職後の傷病手当金（資格喪失後の継続給付）を受給している方に、老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金等が支給される場合（さかのぼって支給される場合を含みます。）は、**傷病手当金は支給されません**。ただし、老齢年金等の日額が傷病手当金の給付日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

3 出産手当金が支給される時

出産手当金が**優先**されます。出産手当金を受給している間は、**傷病手当金の支給は停止**されます。

4 ハローワークの失業手当を申請するとき

失業手当を申請するということは、いつでも働ける状態であると考えられるため、**傷病手当金は申請できません**。

申請書の入手方法 協会けんぽ東京支部ホームページからダウンロードできます。

郵送先

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会東京支部
「〒164-8540」を記載いただければ、郵便の場合に住所の記入を省略することができます。

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで



「ねんきんネット」の新機能について

「ねんきんネット」は、日本年金機構が提供するインターネットサービスで、自分の年金記録がいつでも確認できます。平成23年のサービス開始以降、「年金見込額試算」や「年金の支払いに関する通知書」を確認できる機能の構築など、順次追加してきました。本年4月より、新たに機能を追加しましたので、お知らせします。

年金記録を一覧形式で確認できるようになりました!

年金記録や年金見込額、老齢年金の受給額などを一覧形式で確認できる「**年金記録の一覧表示**」の画面を追加しました。従来の「年金記録照会」の画面は、この「年金記録の一覧表示」の **▶ 年金記録照会 ボタンを押す**と閲覧できます。

「年金記録の一覧表示」のイメージ→

1 年金記録の一覧表示

- 年金記録を一覧形式で表示しています。
- 特にご確認いただきたい年金記録については加入月数を赤字で表示しています。
(赤字の加入月数をクリックすると、ご確認いただきたい内容がポップアップで表示されます。)
- 詳細な年金記録を確認する場合は、**【年金記録照会】** ボタンを押してください。
- 65歳まで加入した場合などの年金見込額を試算する場合は、**【年金見込額試算】** ボタンを押してください。

▶ 年金記録照会
▶ 年金見込額試算

【基礎年金番号】 0123-456789 【氏名】 年金 太郎 様

年度(年齢)	加入制度	お勤め先の名称等	加入月数	1年間の保険料納付額	年金見込額(年額)
平成24年度(55歳)	国年	第1号被保険者	12月		
平成25年度(56歳)	国年	第1号被保険者	12月		
平成26年度(57歳)	厚年	◇◇株式会社	12月	205,440円	-
平成27年度(58歳)	厚年	◇◇株式会社	6月		
平成28年度(58歳)	厚年	◇◇株式会社	6月	205,440円	-

平成25年度以前の保険料納付総額(小計1)は、3,070,000円です。
平成26年度以降の保険料納付総額(小計2)は、821,760円です。
これまでの保険料納付総額(総合計)は、3,891,760円です。

届書を作成することができるようになりました!

「ねんきんネット」の画面上で、**利用者が届書を作成・印刷**できます。基礎年金番号や氏名などをあらかじめ自動表示することにより、**入力の手間を省き、入力ミスを防止**できます。

ただし、電子申請ではないため、作成した届書を印刷し、年金事務所へ届出する必要があります。

【対象となる届書】

		届書名	
被保険者		国民年金保険料免除・納付猶予申請書	※平成27年1月サービス開始予定
		国民年金保険料学生納付特例申請書	※平成27年1月サービス開始予定
		国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	
		国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書	
受給権者等		国民年金保険料追納申込書	
		年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	
		年金受給権者住所・支払機関変更届	
		年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書	
		国民年金・厚生年金・船員保険・共済年金 未支給[年金・保険給付]請求書・年金受給権者死亡届(報告書)	※平成26年7月サービス開始予定
		源泉徴収票・準確定申告用源泉徴収票交付(再交付)申請書	
	年金加入期間確認請求書		

スマートフォンにも対応(一部機能)しました!

スマートフォンでも、「ねんきんネット」の**ユーザIDを取得**できます。「年金記録の一覧表示」や「年金記録照会」の画面を見ることができるようになりました。

今後は、「年金見込額試算」や「日本年金機構からのお知らせ確認」についても、スマートフォンへ対応する予定(平成27年2月サービス開始予定)です。

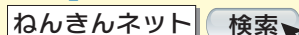
「持ち主不明記録検索」機能の検索対象が拡大しました!

持ち主が不明となっている年金記録の持ち主を見つけるため、これまでの「持ち主不明記録検索」機能に以下の記録を追加しました。

- 持ち主が不明となっている**厚生年金基金の記録**
(厚生年金基金が保有する加入員の記録のうち、対応する厚生年金の記録が判明していない記録)
- 持ち主が不明となっている**平成8年以前に退職された国家公務員・地方公務員および私立学校教職員の共済記録、旧農林漁業団体職員共済組合員の記録**

「ねんきんネット」の利用者は、サービス開始以降着実に増加し、現在約280万人の方にご利用いただいています。今後も、利用者にとって便利な機能を順次取り入れていきます。ぜひご利用ください。

ご利用には、ユーザIDの取得が必要です。**日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」**
(http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/) をご参照ください。





算定基礎届と賞与支払届について

算定基礎届の提出は お済みですか？

算定基礎届は、被保険者の標準報酬月額を見直すため、**毎年1回**必ず提出していただく大切な書類です。**7月1日から10日までに**、管轄の年金事務所に提出していただきますようお願いしています。

まだ提出されていない場合には、管轄の年金事務所に必ず提出してください。ご協力をお願いします。



賞与を支給したときは 賞与支払届の提出をお願いします



被保険者に賞与を支給したときは、**被保険者賞与支払届**と**被保険者賞与支払届総括表**を、**支払日から5日以内**に、管轄の年金事務所に提出してください。賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、「不支給」として被保険者賞与支払届総括表だけ提出していただくこととなります。

まだ提出されていない場合には、すみやかに管轄の年金事務所へ提出をお願いします。

国民年金ひとことメモ

国民年金保険料の免除などの申請

国民年金保険料を納め忘れた状態で、万一、障害や死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、

① **国民年金保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度** ② **若年者(30歳未満)納付猶予制度** などがあります。住民登録をしている区市役所または町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成26年度の免除などの受付は、平成26年7月1日から開始されており、**平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象**として審査を行います。

持参するもの (●は必ず必要なもの、●は場合によっては必要なもの)

- 年金手帳(基礎年金番号)
- 前年(または前々年)所得を証明する書類(原則として、所得を証明する書類の添付は不要です。)
- 雇用保険受給資格者証の写し(失業などによる申請の場合)
- 雇用保険被保険者離職票等の写し(失業などによる申請の場合)

本年4月から法律が改正され、**2年1か月前の月分まで遡及して免除申請**をすることができます。失業などにより、国民年金保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、区市役所および町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室
完備 からのお知らせ

女性専用フロアをグレードアップしてオープン!

フィオーレ健診クリニックでは、よりよい環境で快適に健診を受けていただくため、女性専用フロアを改装します。

医師・技師・スタッフは、すべて女性です。『おちつきと思いやり』をテーマに、明るく清潔感のある空間をご用意します。スタッフ一同、皆様の受診を心よりお待ちしております。



受付 明るく落ち着いた受付



待合ロビー 検査の合間は、ヨーロッパの街並みをイメージした待合ロビーで、ゆったりお過ごしください。



女性専用ラウンジ 健診後は、フロアに隣接したラウンジに、お飲みものとお菓子をご用意しています（無料）。

※写真は、完成イメージです。



保育室完備

ふいおーれ保育室

受診している間は、保育士が無料でお預かりします。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線副都心線「東新宿」駅より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



社会保険事務講習会

出産・育児・療養費など
健康保険の給付に関する講習会 開催のお知らせ

事業所の社会保険事務担当者の方を対象に、9月に開催予定の事務講習会の受講者を募集します。

開催日時等	募集定員 応募締切日	対象者	参加費用	概要
平成26年 9月3日(水) 4日(木) 5日(金) 時間：いずれも14時～16時 講師：小林 元子 先生 (特定社会保険労務士・がんこ社労士事務所) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/161/	各200名 7月31日(木) 必着	事業所の社会保険 事務担当者	【会員事業所参加者】 無料 【非会員事業所参加者】 受講当日 3,000円(1名)	出産・育児にまつわる給付 や手続きを中心に、その他 健康保険の給付の種類や 手続きについて *各回内容は同じです。

応募方法

受講希望の方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。

メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

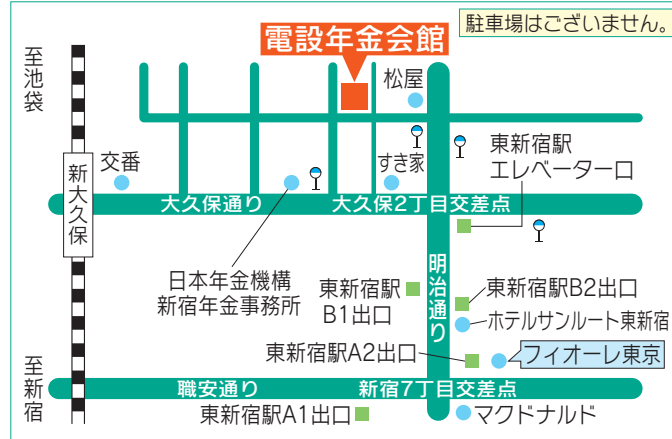
郵送による申し込み

下の出産・育児・療養費など健康保険の給付に関する講習会参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成26年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、応募締切日まで以下の申し込み・お問い合わせ先までお送りください。後日、応募結果などについて発送します。必ず返信用封筒に宛先を明記のうえ、82円分の切手を貼って同封してください。2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。

会場および地図

電設年金会館 (東京都電設工業厚生年金基金会館)
新宿区大久保2-8-3

- JR 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅B1出口より徒歩5分



応募者多数の場合は抽選とします。

申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人 東京社会保険協会
講習会「出産・育児」係 TEL 03-5292-3596

出産・育児・療養費など健康保険の給付に関する講習会参加申込書

(ふりがな)	年 齢	性 別	協会費払込受領証 貼付欄
お 名 前	歳代	男 ・ 女	
事 業 所 名	会 員 (会員番号) 非会員 不明		会員事業所の方は、 左に会員番号を記入 していただくか、 金融機関などの受領 印のある平成26年 度協会費払込受領証 のコピーを本欄に 貼付してください。
会 員 ・ 非 会 員	*平成26年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。		
所 在 地	〒		
連 絡 先 電 話 番 号	参 加 希 望 日	9 月 日 ()	
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ) ・ 健康保険組合 ・ その他		

※上記情報は、申し込み・受付事務および応募結果発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていないなど、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。



知的刺激満載の本を出版しました!

『社会保険新報』編集委員長 真屋 尚生 (日本大学教授・商学博士)



経済学・経営学から行政学、老年学、農学、物理学、医学、文学、…哲学にまで及び、広範多岐にわたる分野の15名の研究者と協力して、慶應義塾大学出版会から392ページの知的刺激満載の学術啓蒙書『社会保護政策論—グローバル健康福祉社会への政策提言』(以下、本書)を、私が編者となり、先ごろ出版しました。その視座と地平は以下のとおりです。本書をお読みいただければ、健康と福祉、そして社会保障・社会保険に対する認識が、コペルニクス的転回とまでは申しませんが、きつと劇的に変わるはずで

す。

* * *

「社会保護」は、日本における最広義の「社会保障」に近いが、それよりもはるかに広い概念で、人々の生活の安定に関連する諸問題を幅広く対象にした政策・制度です。なぜ社会保障ではなく、社会保護なのか。その背景には、政策課題としての生活問題が、地球規模で深刻化し、複雑化してきている、という事情があります。本書では、「地球規模の少子高齢化」を背景にした「社会保障の発展形態としての社会保護政策」登場の必然性を踏まえて、地球社会の一員としての日本からの、最貧国・発展途上国の過酷な現状をも視野に入れてのメッセージの発信を目指しました。

まず、私・真屋が、序論「社会保護体系の構築に向けて」で総論的な問題提起を試みた後、「第Ⅰ部 社会保護をめぐる思想的論点」の冒頭で、吉田達雄が、「公共経済における公共性と共同性」について論じ、完全な公共経済の分析のためには、公平や正義に関する公共経済運営の倫理的側面の検討が欠かせないことをわかりやすく論証します。続いて、竹内幸雄は、「社会福祉思想と“ニュー”と“ネオ”2つの新自由主義」の関係を取り上げ、グローバル化の「隠された意図の結果」としてのインドにおける歴史的な悲劇の分析を通じて、現代の所得格差、失業、過労死、スラム化、児童労働、飢餓、貧困、戦乱、テロリズム、環境悪化、などにもつながる問題提起を行います。さらに、小阪隆秀は、「ポスト企業福祉社会の効率と公正」を対置し、成熟社会・日本は商品化できない価値やサービスを掬いとる互助制や相互扶助の関係が組み込まれている新たな「豊かさ」を追求すべき、と説き、鈴木由紀子は、「『企業の社会的責任』概念の変容と拡張」をたどり、「公共性」「共同性」「自由主義」「効率」「公正」を基軸に、多様な集団が新たなコミュニティを形成し、「公」と「私」の間の「共」的機能を担う可能性を展

望します。そして第Ⅰ部は、五十嵐眞・真屋・野村泰之が、「健康福祉社会と死生学」として、思想的・哲学的な視点をまじえて、先進医療と福祉医療をいかにバランスよく、ともに前進させるかが、21世紀における人類最高の「術(art)」になることを示唆して、しめくくります。

「第Ⅱ部 少子高齢時代の社会保護政策課題」では、塚田典子が、「プロダクティブ・エイジングの課題と展望」において、地球規模での社会保護政策が必要と論じ、私・真屋は、「社会保障の原点とジェンダー・ギャップ」に論点を移し、地球規模で進行する少子高齢化がもたらす課題の解明と地球規模の福祉社会の構築に向けた問題提起を試みます。さらに、円居総一は、「少子高齢化の負の神話と経済成長戦略」において、基軸とすべき政策目標を定めた体系的な政策の推進が、少子高齢化の下で、社会保障制度の維持と豊かな社会を実現していくうえで不可欠であることを提示し、永山利和は、「国際労働力移動をめぐる制度的課題」として、経済社会全体における外国人人口移動、外国人労働移動に関する企業や社会がとる体系的政策の提示が、政府の責務である、と指摘して、第Ⅱ部を結びます。

そして最後に「第Ⅲ部 社会保護の視座と展望」では、高橋巖が、「農村地域社会におけるセーフティ・ネットとソーシャル・キャピタル」において、農協を核とした「食」と「生活」を通じてのセーフティ・ネット再構築の可能性を示唆し、森山幹夫は、「医療・福祉における国際協力と人材育成」において、社会保障の発展には国民の理解が一番重要であり、国際協力の視点に不可欠であることを強調します。続けて、高久保豊は、「中国『儒法モデル』の経営管理」に注目し、日中間により円滑な経済関係を構築していくための鍵は、「社会心理の変化」に対する理解である、と説きます。さらに一転して、小島智恵子は、科学史の視点から、「科学技術リテラシーと原子力」において、日本の原子力教育の優位性を明らかにし、野村泰之が、「宇宙開発時代の医療・健康問題」の本質に迫り、「医療・医学の存在意義は、誰しものすぐ隣に居る病者を治すことが初義であり究極」であり、「自己満足的な発見物語の積み重ねも自然科学の発展に必要なではあるが、膨大な予算を投入する以上、納税者を納得させるだけの成果が求められる」と結びます。

これら各章の間に、世界的に著名なインドの社会活動家のアアバ・チャウダリによるアジアの視点からの3編、またスペイン文化史の専門家・中山直次による5編を含む13編の「コラム」が挟まれていて、問題提起の視野を広げ、奥行きを深めています。

* * *

いかがでしょう。「夏休み」を利用しての頭のリフレッシュに、ぜひご一読ご活用ください。

記事提供/日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部